

平成 28 年 2 月 5 日

国家戦略特区諮問会議御中

新潟経済同友会

筆頭代表幹事 池田弘

外国人留学生の在留資格変更が不可となった事例**1) 美容専門学校の修了生（韓国・女性）**

美容専門学校に入学時は、日本の美容技術を身につけて帰国するつもりでいた。しかし、専門学校で実習等で日本の美容室での施術のレベルの高さを知り、日本の美容室に就職してもっとスキルを学びたいと思うようになった。

卒業前には国家資格も取得し、在留資格「留学」から、「人文知識・国際業務」へ資格変更を申請して日本の美容室に勤めたいと希望したが、原則、美容では資格変更は不可能と知り、失意のうちに帰国を余儀なくされた。

2) アニメ・マンガ専門学校の修了生（タイ・男性）

入国時より日本のアニメ・マンガに強い興味があり、漫画家を希望していた。

日本語科、2年課程を修了後、アニメ専門学校へ進学。同、専門学校にて、画材技法・マンガテクニックなどマンガの基礎を身につける。

2年修了後、研究科に進むと同時に漫画家を目指し都内の漫画関連企業を中心に就職活動を行う。その結果、A社よりマンガ家アシスタントとして内定をもらう。

その後、東京入国管理局にて在留資格「留学」から、「人文知識・国際業務」へ資格変更を申請。

しかしながら、入国管理局より、活動内容が在留資格に該当しない旨の通知を受けやむなくタイへ帰国することとなった。

3) ホテル専門学校の修了生（中国・男性）

日本語科にて、1.5年課程を修了後、ホテル専門学校へ進学。

同、専門学校ではホテル・ブライダルを中心にレストランサービスや接客マナーについて学ぶ。2年課程を修了後、更にホテル業界に関する理解を深めるため、研究科にも進学した。

日本国内でのホテル業界就職を目指し就職活動を行った結果、都内のBホテルのレストラン（配膳サービス、接客）に内定。

その後、東京入国管理局より、在留資格「留学」から、「人文知識・国際業務」へ資格変更を申請。

しかしながら、入国管理局より、活動内容が在留資格に該当しない旨の通知を受け、やむなく中国へ帰国することとなった。

以上